

## 身体管理と「国民」形成 —近代学校への「衛生」の導入をめぐって—

安 東 由 則  
(武庫川女子大学教育研究所)

**Body-Management and “Nation” Making**  
:An Introduction of “Hygiene” into Modern Schools in Meiji Japan

Yoshinori Andoh

*Institute for Education,  
Mukogawa Women's University, Nishinomiya 663-8558, Japan*

### Abstract

In the process of modernization in Japan, modern governing techniques replaced feudal ones. People's bodies were recognized as the object of governing techniques and then had been changed by some means. The “hygiene” was one of those. The purpose of this paper is to analyze the process of an introduction of “hygiene” into modern schools, and clarify how permeating “hygiene” had changed the student's body. This paper draws followings.

Firstly, after the opening of Japan to foreign intercourse, as a counterplan to the epidemics including cholera etc, “hygiene” based on scientific knowledge, instead of traditional treatment to preserve one's health(Yojo), was needed. Scientific knowledge became the foundation of “right” and the absolute criteria. So specific norms were injected to “hygiene.”

Secondly, modern Japan regarded students' body as the important capital to develop a modern nation state. So it began to manage the body through “techniques peculiar to hygiene” of statistics and medical examination.

Finally, in the groundswell of nationalism especially after Sino-Japanese War, the modern state managed to change the individual body to be suitable for the modern nation state Japan by utilizing “hygiene.”

### 1. はじめに

近代化の進展は人々の生活や意識などの諸側面に大きな変化をもたらした。身体あるいは人と身体との関係もまた変革を免れ得なかった。Foucault(訳書, 1977)や Vigarello(1978)らによって指摘されているように、そこには近代の微細なる権力による身体管理が潜んでいた。近代においては、身分制度が廃止され、「濠、石垣、土手、堀の組合せが渦を巻くように幾重にも重なり、まるでキャベツが葉を巻くように本丸を包み、下町を巻き込む…通りのいたる所に設けられた町木戸が行く手をさえぎる」(藤森 1982, 148 頁)といった空間的制限から自由になるなど、封建社会の秩序維持のために設けられた様々な統治装置が無効となる一方、身体管理による個々人への「望ましい」規範の刷り込みを通じた秩序維持、さらには「国民」形成が図られるようになる。「衛生」の導入もまた、身体管理における重要な手段の一つであった。

近代の産物である「衛生」の社会導入過程は、Csergo(訳書 1992), Vigarello(訳書 1994), Hoy(訳書 1999), 川越(1988, 1995), 見市(1990), 灑澤(1993), 小野(1997), 北澤(2000), 鹿野(2001)など、歴史学や社会史、文化史の分野で清潔、伝染病、健康など様々な観点から研究が積み重ねられてきた。日本の

近代学校に絞ると、瀧澤(1985, 87, 89など)が近代学校への「衛生」導入を含めた健康思想の成立過程を丹念に追っているのをはじめ、木村(1965)、森本(1966)、杉浦(1968-70)、能勢(1970)、木下(1971)、日本学校保健学会(1973)、汲田(1974)など、教育史や体育史を中心に研究が積み重ねられ、詳細な歴史的事実が明らかにされている。また、これらと異なる社会学的な観点からは河野(1997)の研究があり、学校衛生を指導した三島通良に焦点を当て、身体検査に代表される「測定」と近代権力との関係を探っている。

これらの先行研究が明らかにしてきた史実や議論を踏まえた上で、本論文では次のような問題設定を行う。伝統とは全く異質の近代化に着手した明治期日本、さらにその近代化装置の象徴である学校という場において、近代国家日本の「国民」形成の手段として身体管理という手法がとられた。体育や制服の導入(安東 1997, 2002)などとともに、「衛生」という新たな概念および制度の導入もその身体管理の手法の一つであると考える。では、この西欧的な考え方に基づく非伝統的な「衛生」なるものが日本の近代学校へどのように導入・浸透し、いかなる身体管理が行われたのか。具体的には近代学校への「衛生」導入を図った主導者たちのロジックと、「衛生」という技法がもつ身体管理の特徴とはいかなるものだったのかを明らかにすること、これが本研究の目的がある。

以下では、まず日本社会における「養生」から「衛生」への推移を辿り、次に近代学校への「衛生」の導入過程を押さえた後、学校衛生行政の中心にあった三島通良の言説を手がかりに、「衛生」による身体管理の方策や論理について考察を行う。

## 2. 「養生」から「衛生」へ

### (1)近代化と病気対処法の変化

開国、近代化に伴い、人々の病気への対処法は変化を余儀なくされる。それは伝染病への対処から始まった。江戸末期以降、外国から持ち込まれてきたものも含めて日本はたびたび伝染病の流行に見まわれる。例えばインドの風土病であったコレラは19世紀に世界的な大流行となり、日本でも江戸末期の1817~23年に初めて流行し、1858年からも広がった。明治になって後、1879(明治12)、1882、1886、1890、1895の各年に流行し、特に1879年と1886年には10万人を超える死者を出している。コレラが下火となる一方で、結核が明治終わり頃から昭和にかけて流行し、統計が取られ始めた1899(明治32)年に6万、1905年で9万、1910年には11万の死者を出すなど猛威を振るった(厚生省医務局 1955, 立川 1971)。その他にも、赤痢、腸チフス、トラコーマ、痘瘡などの伝染病が繰り返し流行した。開国と不完全な検閲による伝染病の流入、移動の自由化や交通の活発化、集団生活の増加といった社会生活面での変化が相まって伝染病が繰り返し大流行し、明治政府はこれへの早急な対応を余儀なくされたのである。

急速に拡大し、多数の死者を出す伝染病に対して、従来の伝統的・民俗的な対処の仕方が有効に機能しないことは明白であり、代わって西欧の医学、病理学など科学的知識に基づく対応体制を新政府は早急に取り入れ、築かなければならなかった。伝統的な「養生」という方法、つまり健康を個々人の問題とし各人が自分の欲望を抑え節制した生活を送ることで病気に罹らないようにするやり方では対応できず、國家が近代医学を中心とする「衛生」<sup>(1)</sup>という考え方を取り入れ、病原菌を駆逐して人々の健康の保持・増進を図ろうとするようになる。パラダイムの転換である。19世紀は数々の病原菌が発見され、近代医学が目覚ましい進歩を遂げ、威信・権威を獲得した時期であり、日本でも19世紀末までには、旧来の「養生」に代わり近代医学に基づく「衛生」が首座を占めるようになった。

近代化によるこうした伝統知・民俗知から科学知への変化は、目に見えない病原菌に対する科学的な対処法など知る由もない民衆に代わり、身体管理の主導権を近代国家の手に委ねさせ、その結果、一部の専門家ののみが人々の身体を管理する主体となった。そうして人々の身体やその健康は個々人の問題としてではなく国家の問題として認識されるようになったのである。

### (2)衛生制度の基礎づくり

近代医事制度や衛生制度の策定において中心的役割を果たしたのは近代医学の洗礼を受けた長与専斎や三宅秀、後藤新平らの医師・官僚であった。安政年間より途絶えていたコレラが明治10年より12年にか

けて全国に大流行したのを機に、コレラ予防に向けた諸規則が作られた。「コレラ病予防心得」は明治 10(1877)年 8 月に出されたが、「官民共に豫忘消毒の事に熟せず只倉皇狼狽の間に経過せり」(長与 1902, 24 頁)との状態だったので、明治 12 年「コレラ豫防假規則」、13 年「傳染病豫防規則」及び「傳染病予防法心得書」が出されるなど、伝染病予防を中心に制度が整えられた。コレラの流行が落ち着いた明治 20 年以降、環境衛生も進展していく。行政組織面では、明治 12 年に地方庁に衛生課を置き、中央の衛生局では「時々課員を招集して會議を開き、又聯合地方衛生會を設けて施政の得失利害を考究する等啓發誘導の手段を盡し」(同 32 頁)た。さらに中央衛生会、地方衛生会を設けるなど、一進一退しながらも整備されていった。

また、こうした上からの強制だけでは「人民の厭ふ所となりて其の発達普及を妨くるの虞」があるので、「人民の側に立ちて其の裏面に立ち入りて懇ろに理義を説き諭して迷夢を警醒すべき」(同 38 頁)として、明治 16 年には佐野常民を会頭とする半官半民の大日本私立衛生会が設立された。「百般公衆衛生の事項を通俗の言文にて社會に紹介し」(同 39 頁)、下から衛生思想の浸透を図ろうとしたのである。

このように、徐々に衛生制度は整えられていくが、民衆はもちろん為政者においても、まだ科学的な衛生管理普及の重要性が十分に認識されたわけではなく、医師など衛生の専門家らにとっては歯がゆいばかりの進展具合が続いた。明治 28(1895)年時点においても、大日本私立衛生会の幹事で、済生学舎を経営する衆議院議員長谷川泰は、「英吉利日耳曼帝国其他の欧米諸國を模範として、憲法政治としたと云ふならば、行政の第一要部を占めて居る衛生に對して、何ぞ政府は冷淡であるかと云ふのである、政府は度外視して居りはせぬかと考へるのであります…」(1895, 53 頁)などと嘆く状況であった。

### 3. 近代学校における衛生の浸透

#### (1) 生徒・学生の虚弱への批判と衛生の導入

まず、近代化の象徴であり大きな期待を背負った近代学校にはどのようにして「衛生」が導入されていったのか、その過程を検討していく。明治初期より生徒・学生の虚弱を嘆き、病気のために勉学を諦めざるを得ない者が多いためとして、生徒・学生の健康を問題点として指摘し、これを改善しようとする声はしばしば聞かれた<sup>(2)</sup>。例えば明治 18(1885)年、野村綱は「學校生徒ノ體勢ヲ論ス」との論説の中で、「學校ニ到レハ…常ニ同シ感シノアルモノアリソヲ何ソト云フニ生徒ノ體勢コレナリ體勢ニ於テ何ノ感ソト云ヘハ背カ・ミ前ニウツブシ肩チ、ミ胸開ケス頭髪額ニ垂レ面ハ蒼白ク發聲微弱等コレナリ」と身体の脆弱さを指摘し、「體勢ヲ論セント欲スレハ少シク衛生上等ニ立入り學校ノ位置ナリ其構造ナリ…通氣ナリ授業法ナリ時間ノ長短ナリ其他ニ言及セサルヲ得サル」(1885, 7-8 頁)と、衛生や体育の必要性を説いている。

こうした中、森有礼により兵式体操が中等学校に取り入れられるなど体育が奨励されていくようになっていく。また森文政下の明治 21 年末には「學生生徒ノ活力検査ニ關スル訓令」が出されたが、その対象は文部省直轄校であり、検査内容も体長・体重・臂囲・胸囲・握力・視力・肺量・力量のみで、一般の学校における「衛生」に関する意識はまだまだ低く、対策もほとんど講じられていないのが実状であった。本格的な取り組みが始まるのは、明治 27(1894)年 8 月、井上毅文部大臣<sup>(3)</sup>により文部省訓令第六号「小学校生徒ノ體育及衛生ニ關スル件」が出されてからであり、後年学校衛生を牛耳る三島通良<sup>(4)</sup>はこれを「體育なる一部分の完成を期せんとするのみならず、すすみて學校衛生の完成を期し、以て我國の教育を完成せんとする者」(1894a, 14 頁)と述べ、「我國(學校衛生—著者)の嚆矢」と位置づけた。これ以後、日本人の身体の脆弱さを思い知らされた日清戦争の教訓とも相まって、学校衛生への本格的な取り組みが始まる。

学校における「衛生」への関心の高まりについては、師範学校などで使用された「学校管理法」教科書における「衛生」の取り扱われ方の変遷を検討することが有効だと考える。表 1 は教科書中に「衛生」が必要項目として必ず掲載されるようになった明治 30 年代末までに発刊された「学校管理法」と題する単行本の一覧とその中で「衛生」が占める割合を示したものである<sup>(5)</sup>。これから明らかなことは、明治 20 年代中頃までは、「衛生」「學校衛生」といった章立てがされておらず、衛生関連事項が扱われていても極めて僅かで断片的に過ぎない。初めて章として取り上げるのは明治 21 年の甫守であり、さらに明治 23 年の峰・生駒、多田らの著作が続く。特に多田の著作は「衛生」の占める割合が高い。そこでは温煖法、換気法、視力ノ保護、姿勢、飲料水などの項目について述べられている。著作の中に「衛生」「學校衛生」の章が定着するのは、例

Table 1. 明治期の「学校管理」関連著書に見られる「衛生」関連項目とその割合

著書名	著者	出版社	出版年	学校衛生関連	衛生関連頁	全体頁	衛生関連%
学校管理法	伊澤修二	丸善商社書店	明治 15	(諸事清潔ヲ旨トスベキ事など)		154	
学校管理法	生駒恭人	金港堂	明治 17	(第四章実際ノ諸要部第四清潔ト恭敬トノ習慣ヲ涵養ス可シなど)		148	
学校管理術	バルド井ン氏	普及舎	明治 18			164	
学校管理法 第一部上下	ジョーゼフ・ランドン	丸善商社書店	明治 18			463	
学校管理法 第二部上下				明治 21 (第二部第二章第三温暖法及び換氣法)	241-281	574	2.93
学校管理法 第三部			明治 22			364	計 1401 頁中
学校管理法	アモス・ケルロック	牧野書房	明治 21			281	
学校管理法提要	甫守謹吾	共益商社書店	明治 21	第七章 衛生	72-78	120	5.83
学校管理法	金港堂編輯所	金港堂	明治 22	(第一 學校建築 教場内空氣ノ交換及溫度取リノ法など)		210	
学校管理法	峰は三郎・生駒恭人	文學社	明治 23	第十三章 學校衛生	85-91	138	5.07
学校管理術	能勢栄	金港堂	明治 23	(第十章 緊急方 三緊急方ノ方法 甲・五/乙・五 衛生) (第十二章 學校ノ建築-採光、通風、温暖法 など)		265	
新撰実用学校管理法	多田房之輔他	大成館	明治 23	第十四章 學校衛生論	134-161	180	15.56
実験學校管理法	杉山正毅	博文館	明治 25	(第十章 教室 (三)着席ノ姿勢など)		196	
新式學校管理法	国府寺新作・相沢英二	成美堂	明治 26	學校衛生論	290-310	481	4.37
學校管理法	一条亀次郎	博文館	明治 26	第九章 學校衛生	156-191	255	14.12
學校管理法	松本貢	文學社	明治 27	(第三章 學校ノ設備 に關連項目)		176	
學校管理法	寺尾含煥	大日本圖書	明治 27	第7章 學校ノ衛生	127-148	406	5.42
學校管理法	広瀬吉弥	文學舍	明治 27	(第二章 校舎 に關連項目)		175	
新編學校管理法	高橋章臣	博文館	明治 27	(校舎、校具の項に關連項目)		294	
小学校管理術(上・下)	原慶次郎	文学社	明治 27	第九編學校衛生及外部ノ關係 第一章学校衛生	146-158	計 305	4.26
学校管理法	田中敬一	金港堂書籍	明治 30	第八章 衛生	203-218	252	6.35
学校管理法	多田房之輔	同文館	明治 31	第十二章 学校衛生	300-326	376	7.18
新説学校管理法	楳山栄次・小山忠雄	同文館	明治 32	第三編第二章 衛生上ノ管理	123-134	156	7.69
学校管理法	黒田定治・土肥健之助	普及舎	明治 32	第四章 學校衛生	92-146	337	16.32
学校管理法	寺内穎	同文館	明治 34	第四章第五節 學校衛生	133-170	217	17.51
学校管理法	鈴木光愛	文学社	明治 34	第十五章 衛生	143-159	169	10.06
小学校管理法	和田豊	同文館	明治 34	第九章 衛生	214-239	271	9.59
学校管理法	大塚薰	成美堂・日黒書店	明治 34	第八章 衛生	126-142	162	10.49
通俗学校管理法	安田清忠	博文館	明治 34	第十九章 学校衛生	219-250	330	10.56
学校管理法及教育法令	里村勝次郎他	弘文館	明治 35	(第四章 小学校ノ設備 中に換気・採光等)	91-109	226	8.41
学校管理法	清水儀六等	寶文館	明治 36	第六章 教務 第三節 衛生	218-247	298	10.07
学校管理法	町田則文	同文館	明治 36	第六章 學校衛生	181-220	232	17.24
学校管理原論	アーノルド・トム・ブキンス	金港堂	明治 36			334	
小学校管理法	樋口勘治郎	金港堂	明治 37	第十四章 衛生	201-224	238	10.08
小学校管理法	小泉又一	大日本圖書	明治 38	第八章 学校衛生	159-192	285	11.93
学校管理法	柴崎鉄吉	寶文館	明治 38	第十三章 衛生	168-177	198	5.05
実験学校管理法講話	渡邊辰次郎	寶文館	明治 39	第十章 学校衛生論	475-517	608	7.07
学校管理法	教育学研究会	六盟館	明治 39	第十章 学校衛生	92-100	112	8.04
学校管理法	山路一遊	金港堂	明治 39	第三編 第二章 学校衛生	108-118	271	4.06

外はあるものの、明治 30 年以降である。衛生関連法令の整備に伴い、衛生関連頁数が全体に占める割合も高くなり、学校衛生は学校管理上において不可欠な要素となったことが分かる。取り上げられる項目も増え、姿勢、机・椅子、運動、休憩、採光・換気、清潔法に加え、疾病・伝染病、救急療法、身体検査、学校医などが加わり、後年になるほどその項目は増す傾向にある。

## (2) 日清戦争後の学校衛生

初めての国際戦争であり、多くの犠牲者を出した日清戦争は、疾病・伝染病対策や健康管理の不備、体格の劣等性など種々の教訓を与え、学校衛生にも大きな影響をもたらした。三島は明治 27 年の「日清戦争と生徒の衛生」と題する演説において、「私は今回の戦争に就て恰も親の仇に出遇ったやうに嬉しいのは、是れまで平常衛生上の事などを度外に置いた人達も今度ばかりは眞に身神が健康でなければならぬと云ふ事を感じたらうと信します。此程文部省の友人が中國より歸つて来ての話…實に此度はいずれも孰れも体育の必要を感じたと云ふ事でござります。…折角勇みに勇んで出戦の用意をして居つても、からだの悪い為めに省かれるので、からだの丈夫でなければならぬと云ふ事は、今回の戦争に就て、一般世人の腦中に著しく感じた事と思ひます。…如何なる大計畫が有りても、如何なる軍器が有つても、始終ゴホンゴホンと妙な咳嗽を致して居るやうでは、たとへ西京丸に折よく載つて居つても、逆も敵艦の間を往来して、全勝を得る事は出来ない。然るに我々の相續者たる現今の児童は、孰れも体育が不十分で有りますが、之を矯正するには、ドウしたら宜いかと云ふに、一番容易な道は、即ち學校衛生で有ります」(1894b, 11-12 頁)と戦争との関連から衛生の重要性を唱え、ここぞとばかりに学校衛生の振興を強調した。

日清戦争後の明治 29 年 5 月には、勅令(185 号)によって文部省に学校衛生顧問、学校衛生主事が置かれることとなり、行政・制度面での整備が進む。さらに明治 30 年 1 月には文部省訓令第一号として「学校清潔方法」が、同年 3 月には文部省訓令第三号として文部省直轄校が対象ではあるが「学生生徒身体検査規程」が出された。「学校清潔方法」では日常・定期・浸水後における教室や便所等の掃除の仕方、唾壺の設置等の清潔方法を事細かに示し、「学生生徒身体検査規程」では「學校衛生顧問ニ諮詢シ學生生徒身體ヲ検査シ其發育及健康ノ状態ヲ知悉スルハ衛生上忽ニカラサル所ナルヲ以テ學校衛生顧問ニ諮詢シ學生生徒身體検査規程ヲ定ムルコト左ノ如シ」として 12 の検査項目を並べた検査票の様式を示し、検査は医師が行うことと規定した。明治 31 年 1 月に勅令第二号「公立学校ニ學校医ヲ置ク」、同年 2 月に文部省令第六号「學校医職務規程」<sup>(6)</sup>、9 月には文部省令第二〇号「学校伝染病予防及消毒方法」が矢継ぎ早に定められ、さらに明治 33 年 3 月文部省令第四号「学生生徒身体検査規程」をもって全国の学校で身体検査を行わせることになった。ここに全国の学校を対象とした、身体測定と医師による健康診断からなる身体検査が整備され、学校衛生制度が整えられたのである<sup>(7)</sup>。

こうした学校衛生制度の整備が進行する中、地域や個々の学校単位でも「衛生」への取り組みはなされていく。日清戦争以前において既に、東京府立尋常中学校ではいち早く体格検査が取り入れられた。「教授要旨改訂の結果、従来の如く知育のみに偏せず、体育方面に留意せんがため、明治 25 年 4 月より体育検査を施行することとせり」と校誌にあり、「当時、どの学校でも体格検査は全く行われておらず、本校がその先鞭をつけた」と述べている。その内容は「…陸軍の体格検査を模して企画され、生徒の年齢、身長、体重、肺活量、胸郭、握力等を調べるものであった。…当時としては画期的なものであった。本校ではその結果の統計をとり、同年齢者毎の平均を出し、それと個人の月毎の結果とを照合して優劣を定めた。明治 25 年に実施されてから、以降毎年、春と秋の二回実施することになり、年毎の発達の状況を比較するようになった」(日比谷高等学校 1979, 65 頁)とある。大阪府立第一尋常中学校では、明治 28 年に視察した井上文相の影響もあってか、同年 11 月に初めて「体格検査」と「体力測定」を行い、学事年報に「生徒ノ健康ニ關スル状況」という項目が設けられた。年報には「生徒ノ健康ハ一般ニ佳良ナラザルノ感アリ 殊ニ近視眼ノ多キハ著シキ事實ナリトス 是人口稠密ノ都會ニ住居シ汚穢ノ空氣ヲ呼吸シ狭隘ニシテ採光ノ充分ナラザル家屋ニ生活スルモノ多キニヨルナカラン」(大阪府立北野高等学校 1973, 380 頁)と記されている。地域によっては、明治 28 年 6 月に番外第二十号「学校衛生ニ關スル注意要項」を発して、詳しく衛生の説明をしている山口県のような地域もあり、「学校清潔方法」(明治 30 年)以前における地方での取り組みと

して興味深い<sup>(8)</sup>。また、明治30年の滋賀県訓令四十四号には「…本年(三月)文部省訓令第三號學生生徒身體検査規定ニ準據シ身體検査ヲ行フヘシ但尋常小学校并準備ノ整ハサル學校ニ在リテハ當分之ヲ施行セサルコトヲ得 身體検査ノ統計ハ其都度學校長ヨリ知事ニ報告スヘシ」とあり、広島県第二尋常中学校では「県の指示にもとづき、明治三一(一八九八)年一〇月三日より二二日までの間、全校生徒を対象にして第一回の身體検査(当時は体格検査…)が行われ」統計表を県に進達するようになる(誠之館 1988, 581頁)とあって、明治30年の「學生生徒身體検査規定」は文部省直轄校を対象とするものであったが、先取りしてこの頃から身體検査を実施し始めたものも少なくないようだ。検査結果の全体平均との比較、他校との比較が明らかにされ、各校の自発的取り組みも始まっていく。

#### 4. 「衛生」導入のロジックと身体管理の技法

以上、「衛生」の近代学校への導入・発展の過程を辿ってきた。それは国家の課題としての認識の下、国家主導で制度整備が図られる一方、地域や学校も取り組み始めた。では、この「衛生」はどのようなロジックで学校教育の中に位置づけられ、その浸透が図られたのか。これを明らかにするため、学校衛生の指導者たちの言説の分析を行うとともに、「衛生」なるものが生徒の身体管理を行う技法について議論を行い、「衛生」による身体管理の特性を検討する。

##### (1)学校における「衛生」のロジック—国家主義

学校への就学者が増加する中で、近視や習慣性脊椎彎曲症、トラコーマ、集団生活による伝染病の恐れなど、近代国家日本の置かれた状況から見て、生徒の健康保持、「衛生」への関心は増大していったことは既に見てきた。「衛生」の学校への導入は、個人の身体レベルの健康にとどまらず国家のために行われたのであるが、それはどのような理由づけ、論理のもとで推進され、個人と国家の関係が示されたのか。

明治16(1883)年に内務省衛生局に入り、後に医制を牛耳る後藤新平は、『國家衛生原理』(1889)、『衛生制度論』(1890)において「衛生」の位置づけを端的に示している。後藤は身体全体を国家と見なしたとき、政府が頭で人民が胴体であるとの比喩を用い、胴体の健康がなければ政府の思ったことは実行できず、強い国家にはなれないとして、胴体の健康を保持する「衛生」の必要を説いた。国民の健康がなければ国家の健康もあり得ないのであるから、国家繁栄には不可避的に国民の健康が要求され、国家はそのための制度を作り、国民は一人ひとり健康づくりに励む必要があることを強調するのである。「衛生と云ふことはどういふことであるかと云ふと…競争と云ふことに堪ゆる力を養ひ成すと云ふことである」(1896, 606頁)と語り、優勝劣敗の国際社会にあって、国家の資本たる国民を病気に罹らないよう管理して健康を保つようにするのが生存競争の中にいる近代国家の役割であり、そのための必要不可欠な社会的条件として衛生行政を位置づける。学校衛生にもそうした考え方は如実に表れる。学校衛生の責任者三島通良は、「衛生ハ…無病者ヲ進メテ疾病ニ罹ラシメサルハ勿論、愈強壮ナラシムルモノニシテ…常ニ身軀ヲ練リ、主トシテ大困難ニ當ルヘキ潜勢力ヲ養成スルニアリ、而此ノ潜勢力ヤ、以テ之ヲ實業ニ應用スヘク、以テ學事ニ從フヘク、以テ戰鬪ニ當ルヘシ…義勇奉公ノ道、始メテ爰ニ確立シ、上ハ皇威ヲ四方ニ張リ、下ハ同胞ヲシテ文明ノ快樂ヲ享ケシムヘシ」(1895b, 7頁)、あるいは「現在ニ於ケル如ク人ノ子弟ヲシテ常ニ畸形ト病軀トニ陥レ以テ我日本國カ将来東洋ニ於ケル平和ヲ維持シ…國家ノ基礎タル學徒ノ身神ヲ損害スル者アラハ予ハ之ヲ以テ亂臣賊子トナサンノミ」(1895a, 113頁)と述べている。

優勝劣敗の国家間競争の渦中にあるとの認識のもと、競走に勝ち抜くための力を持った身体を作ることが「衛生」の目的とされた。その導入は個々人のためはもちろん、家族のため、そしてなにより国家のためであり、万世一系の天皇による統治という国体に収斂するものでもあった。科学としての医学に基づく「衛生」の知識・技術は価値中立的であったとしても、それを実践することは何らかの価値づけが働くねばならない。「国家」という至上価値へと導いていく国家主義の強力な磁場が形成される中、絶対的善とされた科学の権威を借りて、優生学や骨相学のような擬似科学ではないにしろ、「衛生」がそれに利用されたことを見落とすことはできない。「頭」である政府の思い通りに動く従順で強靭な「身体」づくり、つまりは従順な国民づくりが、「衛生」の導入を通じて意図されたのである。身体はもはや個人にのみ還元されるもの

ではなく同時に国家の所有物であり、二重の支配を受けることとなった。自分の身体であって自分の身体でないというアンビバレント(ambivalent)な身体を通じて、国家は個人へと浸透していく。

## (2)「衛生」という身体管理の技法

次に、国家主義という価値と結びつけられた「衛生」という身体管理の技法はいかなる特性を持ち、その技法を通じて生徒たちには実際どのような身体管理が行われたのかを検討する。

### ①見えない尺度の強制

「衛生」は、科学・医学の考え方を根本に置く。身体を害する原因をシャーマンや陰陽道などの宗教的、民俗的なものに求めるのではなく、近代西欧医学の見地から、原因を客観的に探し出し、病原菌という目に見えないが科学的には確実に存在する物質に求め、その駆除あるいは罹患の予防、さらには治癒を目指すものである。病原菌の発見・駆除は、それを確かめる術を持たない大多数の人々、即ち「衛生ノ必要ヲ感セザル低價ノ性(ママ)命ヲ有スル賤民」(後藤 1886, 29 頁)、あるいは衛生の価値を知らない「浅間シキ衆生」(31 頁)には不可能であり、それを行えるのは設備と知識を持った一部の「國家ノ衛生ヲ翼クル…吾輩衛生家」(33 頁)のみである。病気であるか否かの判断は、近代医学の作り上げた一般の人々には目に見えない基準によってのみなされる<sup>(9)</sup>。ある意味で病気に対する考え方のパラダイム転換がなされたのであり、古いパラダイムはその有効性が否定され、科学に基づく新しいパラダイムのみに権威が付与された。このパラダイムに立つことができる、見えないものを見る能够な一部の者、つまりは科学的な知識と方法を知っている医者や官僚こそが病気の種類や原因の特定、病原菌の駆除、人々の健康管理ができるとされ、それ故に彼らは統制者となり、それをもたない者たちは一方的にその被統制者とならなければならないという関係が築かれたのである。科学知の所有は階層によって分断され、支配一被支配関係を生んだ。「衛生」は一般の人々には近づけないが絶対だとされる尺度・基準であって、その絶対性に対抗しうる方途は人々ではなく、それ故目に見えない尺度を人々に強制し、人々を縛るのである。

### ②「正しい」という規範—「正しい」姿勢、「正しい」慣習…

「衛生」、健康をめぐる様々な言説の中で、「正しい」という言葉がよく使用される。「正しい」姿勢、それを作り出す「正しい」規格の机や椅子、「正しい」生活習慣、「正しい」掃除の仕方など、「正しい」あり方が図や寸法などをもって具体的・可視的に示されたのである(三島 1898a, b 等)。例えば生徒に求められた「正しい」姿勢とは、「両臂は少しく開きて、之を屈したる前腕は、肘関節の邊に於て、両脚三角を象り、其基底は机の内縁に在らしめ…頭部は微に前に傾け、正視眼に於ては、紙面と目との間に、三十乃至三十五仙迷…の距離を作る可し」(1893, 155 頁)などとされている。「正しい」姿勢をとるための机や腰掛の規格化にとどまらず、明治 30 年の文部省訓令第一号「学校清潔方法」では、日常における「正しい」掃除の仕方(「窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及階段ヲ潤ホシ掃出シタル後湿布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ…」)などを示している。これらは、上にも見たような一部の独占者達が絶対的な「科学的」根拠に基づいて守るべき「正しい」あり方として導き出し、上意下達したものであり、他の者には口出しできない「聖域」として祭り上げられたものである。この「正しさ」は、単に絶対的基準に還元されるものではなく、基準を超えた「国民」としてとるべき規範、人間関係のあり方としての道徳律が織り込まれている。こうした規範や道徳律は、個々の「正しい」尺度(姿勢や掃除の方法など)を学校という場において繰り返し当てはめ、それを日常生活において監視することを通して生徒たちの身体に刷り込まれていく。

### ③測定と統計

明治のはじめより各種の全国的な統計づくりが始まる。近代国家にとっての調査・統計とは、単に現実を表象するデータであるばかりでなく、「データそのものが、現実を構築するのだと考えることであり、またそのデータが、支配を生み出すその過程と密接な関わりを持っていると考えることである」(1994, 166 頁)とフジタニは指摘する<sup>(10)</sup>。また、阪上はフランスで行われ始めた人口統計について、「<人口>

は統治と科学の結節点であった。…人口についての知識は合理的な統治の土台であった。他方で、この知識の生産のためには、行政の関与が不可欠であった」(1999, 51頁)と述べ、近代統治の大いなる手段として統計を捉えている。とすれば、「衛生の一環として取り入れられた身体検査という身体に対する直接的な測定の実施と統計の作成は、徴兵制をもつた軍隊に続いて学校にも取り入れられたのであり<sup>(11)</sup>、より徹底した人間の管理・統治手段だといえる。

文部省直轄学校を対象とし、「學生生徒身體ヲ検査シ其發育及健康ノ状態ヲ知悉スルハ衛生上忽ニヘカラサル所」と述べた明治30(1897)年の訓令「學生生徒身體検査規程」に続き、明治33年には全ての学校を対象とする規程が公布された。そこでは、身長、体重、胸囲、脊柱、体格、視力、眼疾、聴力、耳疾、歯牙、疾病の検査項目が設けられ、毎年4月と10月に実行し、身体検査統計表を作成して、地方長官に報告することとされている。全児童・生徒の身体検査の実施とは、直接彼らの身体に監視の視線を注ぎ、個々人の身体の記録をとり、平均を出し、比較し、優劣を作り出すことであり(例えば体格では強健・中等・薄弱の三等に区分するという基準を設けているなど)、管理・統制するための大いなる手段となつた<sup>(12)</sup>。

#### ④物質の摂取による身体改造

「衛生」に基づく技法として、日本人の身体改良へ向けての科学的処方箋も検討されていた。日清戦争以後、「船を陸に曳揚げやうと思って私共朋友五人恰も芋蜀を蟻が曳く様に幾らやつても船が上がりませぬ、其處に二人の露西亞軍艦の水夫が来て揚げてやうと言ふが早いか二人してスルスルと曳揚げて仕舞ひました」などの例を挙げ、「要するに我國民の体格を改良するは平和の上に於ても戦争の時に於ても今日の一大急勢と言はなければならぬと思ひます」(山本 1896, 466-467頁)として改良策を掲げるなど、欧米人との体格差が強調され、日本人の体格向上が緊急の課題だとする論調が、「大日本私立衛生会雑誌」その他において数多く見られた。そうした中、三島は「體格を偉大ならしむる一新法」の中で、「…夫れ國民體格の大小は、國家の生存上、重要な關係あることは論辯を俟たず、茲に於て其體格を偉大にし、其健康を増進するの方策は目下缺くべからざる急務なりと信ず。…佛國の研究家ドクトル、スプリンゲルは、此想像によりて實驗を積み、人類發育の障害を研究し、如何せが小兒をして偉大ならしむることを得るかの難問を解釋したり」(1896b, 20-21頁)として、その薬(エキス)を使った方法を紹介した。実行されたかどうかは分からぬが、科学的手法によって処方された薬(製造物)を使用しての身体管理の技法を「衛生」の中に見出すことができる。後には滋養、栄養の身体摂取へと向かう。

### 5. おわりに—学校衛生をめぐる磁場

以上、近代国家によって権威づけられた「科学」に基づく「衛生」は、生徒たちの身体を、日常生活を通じて、あるいは身体検査という形で監視・管理しながら、その独自の技法でもって国家主義的な規範や道德律を意図的・無意図的に刷り込んでいったことを検討してきた。しかしながら、ここでの議論はまだ十分なものではない。最後に補足と今後の課題を述べておく。

学校衛生を取り巻き、それに影響を与えるものは国家主義という力だけではない。国家主義とともに作用し、学校衛生に影響を与えたものとして家父長制という伝統・因習の力の影響を無視することはできない。女子生徒への「衛生」の浸透は男子のそれと同じではなかった。男子では明治19年の中学校令・師範学校令以来洋装が取り入れられるようになり、兵式体操などの身体運動も奨励されていたのであるが、女子に関しては明治32年の「高等女学校令」以降、漸く女子中等教育が盛んになっていったにすぎず、「衛生」導入も遅れる。「高等女学校令」の頃より、学校衛生推進者の多くが女子の「衛生」に关心を向けるようになり、例えば東京帝国大学医学部にいたベルツ(Bälz)やその通訳もつとめていた三島は、女性の和服の厚く幅広い帯やそれに伴う姿勢が健康を害していると指摘し、服装や頭髪などの改良を訴え、自転車などの運動を奨励した(Bälz 1899, 三島 1902など)。また、「大いに国家を利するため」、「婦人の天職である子孫の繁栄幸福を図るために」、「競走の烈しい二十世紀の婦人が、男と立並んで働く」とするためなど理由は様々であるが、これまでの女性の服装を改良して運動を活発にしようとの言説が雑誌に多く寄せられた(安東 1997)。こうした中、筒袖、括り袴といったスタイルが伝統との妥協の産物として作られ、取り入

れられていくのであるが、男子のように一斉ではなく、地域によって時期は異なった。また女子の場合、洋服の取り入れやスポーツの隆盛は大正期までずれ込むこととなる。また、女性の「衛生」は出産や子育てや家族の世話を通して国家への貢献することが強調されるのであり、旧来の家父長主義、伝統・因習に囚われた性役割分担の考え方が色濃く反映しており、「衛生」には国家主義以外のベクトルが複雑に絡み合っている。こうした関係のあり方を明らかにすることが次の大きな課題である。

### 注

- 1) 「衛生」なる語は、緒方洪庵やポンペに学び、明治9年に内務省初代衛生局長となる長与専斎が hygiene という新概念の訳語として、『莊子』からとった「衛生」をあてたものとされる。(小野 103頁)
- 2) 辻新次(1883), テヒヨウ(1885), 伊澤修二(1912)など多くの論者が生徒の虚弱について述べている。
- 3) 明治27年、井上毅文部大臣は関西を巡回した折、次のように述べている。京都第三高等中学校では「氣ヲ付ケテ見ルトノ「クラス」ニ生徒十七名居ル中ニ七人マテ眼鏡ヲ掛ケテ居ル…各高等中学校ノ生徒大同小異ナルニ…」(木村 1895, 92頁), 「大坂ノ病院テ聞クト院長清野氏ノ言ニ學校ノ生徒ニ肺病力多イ肺病患者ハ生徒カ多數ヲ占メテ居ルト云フ」(同, 94頁)と述べ、その脆弱さを嘆いた。これは「…教員及生徒カ學問智識ノ進歩ニ急ニシテ動モスレハ智育ノ一方ニ偏嚮セル事及社會一般ノ衛生ノ必要ヲ感スル事未タ深切ナラサル事是等數多ノ原因ノ為ニ各般ノ學校ニ於ケル體育及衛生ノ方法ハ仍不完全ナルヲ免レス」との認識を示している。
- 4) 学校衛生の本格的推進に際して、指導的立場にいたのは三島通良である。明治22年に帝国大学医学部を卒業し、翌年大学院へ進学した三島は、明治24年に文部省より学校衛生事項取調を嘱託され、全国の学校調査をきっかけに学校衛生との関わりが始まった。
- 5) ここに取り上げた本は、国立国会図書館所蔵の「学校衛生」と題する書籍で、明治39年までに発刊されたものののみである。ただし、「問答」と題するもの、一部欠落頁のあるもの、上下巻のうち上巻しかない不完全なものは除いた。衛生項目の%は、章などまとまりのある項目としてある場合のみ示しているが、こうした項目がない場合でも、所々に衛生に関する内容は少ないながら掲載されている。
- 6) 明治31年文部省令六号「学校医職務規程」(1898)では、学校医の職務は多岐にわたり定められた。第二条「毎月少クトモ一回授業時間内ニ於テ当該学校ニ到リ衛生上ノ事項ヲ視察スベシ 学年ノ終及学期ノ始ニ於テハ特ニ当該学校ニ到リ視察スルコトヲ要ス」とあり、具体的には換気や採光、机や腰掛けの適否、前列及び最後列の机と黒板との距離、室内の温度、学校清潔方法の実施、飲料水の良否などが挙げられている。この他にも「疾病ノ罹レル生徒ヲ発見シタルトキハ…」、「学校ノ近傍若クハ学校内ニ於テ伝染病ノ発生シタルトキハ…」などと規定し、専門家である医師に大きな権限が与えられた。
- 7) 上からの制度的な整備ばかりでは、児童生徒がその大切さを理解し、自ら実行してくれるとは限らない。よって三島は、児童らが楽しく「衛生」の大切さを学び、それを内面化できるようにと、衛生に関する文言に曲を付け、『衛生唱歌』(1900)なる冊子を作り、日常生活レベルで子どもへの「衛生」の浸透も図ったのである。
- 8) この要項では、「…一 校舎内ニ於テハ唾咳ヲ喀出スヘカラス便宜ノ場所ニ唾壺ヲ備ヘ之ニ三十倍ノ石灰乳ヲ湛ヘ置キ日々之ヲ交換スヘシ… 一 校舎内ニ塵埃ヲ起サシムコトハ甚有害ナルヲ以テ洒掃ニ際シ室内ニ於テ窓戸ヲ開放シタル後又床板ニ於テハ之ヲ潤シタル後ニアラサレハ掃キ出スヘカラス… 一 机ノ高サハ腰掛ノ高サニ加フルニ生徒ヲシテ正シク腰掛ニ坐セシメ上腕ヲ鉛直ニ垂レ其肘関節ヨリ腰掛坐面ノ水平線ニ至ル距離ニ三乃至四『サンチメートル』ヲ加ヘタルモノヲ以テスルヲ適當トス」などとされ、さらに日光、温度、空気などに関して生徒、教師、管理者への注意が続く。
- 9) それは病気を作り出す基準でもある。本人にとっては単なる癖であり、日常生活に不自由を感じないものであっても、近代医学の基準からは病気と診断されることもある。波平恵美子が「マラリア汚染地域において、住民の多くの血液中からマラリア原虫が発見された。普遍的な規準からすれば彼らは明らかに罹っている。しかし、彼ら自身の規準ではそれを『病気』とみなさない。なぜなら、それはあまりにもありふれた病気であるために『病気』ではないのである。いま一つの理由は、…病状が極めて

- ゆるやかなためである」(1984, 6 頁)との事例を紹介しているように、生活における基準と近代医学の基準は異なる。脊椎湾曲症や猫背などはその一つだと言えよう。
- 10) さらにフジタニは、「ごく早い時期から、政府のなかには、人口と、土地と、その他あらゆる国内の資源を支配し管理するうえで重要な関わりをもつデータを収集し操作しなければならないとする一つの妄想が存在したのである」と述べる(1994, 166 頁)。また、身体に関する情報をいち早く求めたのは徴兵制を敷いた陸軍だとも指摘している。
  - 11) 軍隊に関してはフジタニ「近代日本における権力のテクノロジー」(1994)に詳しい。
  - 12) こうした統計は学内、国内だけではなく外国との比較にもよく使われている。例えば井上毅は文部大臣の折、「ベルツ氏ハ二十一年ノ學生年期ノ人ニ就テ云ニ獨逸人ハ十七貫二百九十匁ニシテ日本人ハ十四貫六百三十匁ナリト云ヘリ然ルニ体操ノ結果ニ依リテ或ル程度マテハ体重ヲ増スコトカ出來ル或西洋人ノ説ニ國民ノ体育ヲ勵マストキハ國ノ強力ヲ二倍以上ニ昇ラシムルコトヲ得ベシト云ヘリ」(木村 1895, 95 頁)と述べているように、客観的な測定結果は国家間競争に都合よく使用されている。

### 引用・参考文献

- 安東由則 1997, 「近代日本における身体の『政治学』のために」『教育社会学研究』60 号, pp.99-116  
 安東由則 2002, 「身体訓練による『国民』の形成」『武庫川女子大学紀要(人文社会科学編)』50 号, pp. 85-96
- Bälz, E. 1899, 三島通良代演「女子の體育」『東京茗渓会雑誌』198 号, pp.1-56. 199 号, pp.8-26
- Csergo, Julia. 1988, 『自由・平等・清潔—入浴の社会史』河出書房新社, 1992
- 藤森照信 1982, 『明治の東京計画』岩波書店
- Foucault, M. 1975, 田村倣訳『監獄の誕生』新潮社, 1977
- Fujitani, Takashi. 1994, 梅森直之訳「近代日本における権力のテクノロジー—軍隊・「地方」・身体・思想」845 号, pp.163-176
- 後藤新平 1986, 「國家衛生ノ盛衰ハ國民ノ命價ニ關係ス」『大日本私立衛生會雑誌』39 号, pp.18533
- 後藤新平 1889, 『國家衛生原理』
- 後藤新平 1890, 『衛生制度論』丸善
- 後藤新平 1896, 「衛生と資本」『大日本私立衛生會雑誌』156 号, pp.605-612
- 東京都立日比谷高等学校 1979, 『日比谷高校百年史』上巻
- 広田照幸 1994, 「学童の健康と社会統制—19世紀末・20世紀初頭のイギリス」『アカデミア 人文・社会科学(南山大学)』, 59 号, pp.289-318
- Hoy, Suellen. 1997, 椎名美智訳『清潔文化の誕生』紀伊国屋書店, 1999
- 伊澤修二 1882, 『学校管理法』丸善商社書店
- 伊澤修二君還暦祝賀会編 1912, 『楽石自伝教界周遊前記』
- 鹿野政直 2001, 『健康觀にみる近代』朝日新聞社
- 川越修 1988, 『ベルリン王都の近代—初期工業化・1848 年革命』ミネルヴァ書房
- 川越修 1995, 『性に病む社会』山川出版社
- 河野誠哉 1997, 「『測定』の認識論的基盤—明治・大正期の学校身体検査を題材に」『東京大学大学院教育学研究科紀要』37 卷, pp.113-122
- 木村匡 1895, 『井上毅君教育事業小史』
- 木村吉次 1965, 「三島通良—『学校衛生』と体育論」『体育の科学』15 卷 4 号, pp.207-213
- 木下秀明 1971, 『日本体育史研究序説』不昧堂出版
- 北澤一利 2000, 『「健康」の日本史』平凡社
- 汲田克夫 1974, 『近代保健思想史序説』医療図書出版社
- 厚生省医務局編 1955, 『医制八十年史』大蔵省印刷局
- 見市雅俊 1990, 『青い恐怖白い街—コレラ流行と近代ヨーロッパ』平凡社

- 三島通良 1891, 「女子の健康は國家の健康なり」『婦人衛生会雑誌』22号, pp.5-13  
三島通良 1893, 『学校衛生学』博文館  
三島通良 1894a, 「學校衛生小言(其九)」『國家醫學會雜誌』90号, pp.14  
三島通良 1894b, 「日清戦争と生徒の衛生」『婦人衛生会雑誌』61号, pp.4-24  
三島通良 1895a, 「明治二十八年ニ於ケル學校衛生」『大日本私立衛生會雑誌』140号, pp.106-113  
三島通良 1895b, 「體育ノ必要ト要旨トヲ述ヘテ世ノ猛省ヲ望ム」『國家醫學會雜誌』103号, pp.5-12  
三島通良 1896a, 「戦後の經營としての學校衛生」『大日本私立衛生會雑誌』154号, pp.187-204  
三島通良 1896b, 「體格を偉大ならしむる一新法」『教育公報』183号, pp.20-21  
三島通良 1897, 『學生生徒身體検査心得』  
三島通良 1898a, 『生徒姿勢の枝折』金港堂  
三島通良 1898b, 『生徒姿勢の図』金港堂  
三島通良 1900, 『衛生唱歌』集英堂  
三島通良 1902, 「をなんと自轉車と」『をんな』2卷1号, pp.1-9  
三宅秀 1896, 『教育衛生講義』  
森本稔 1966, 「明治期の学校衛生－文献と法制度を中心に」『天理大学学報 自然・体育篇』IV, pp.34-41  
長与専斎 1902, 『松香私志』下巻  
波平恵美子 1984, 『病氣と治療の文化人類学』海鳴社  
長谷川泰 1895, 「戦争と衛生」『大日本私立衛生會雑誌』140号, pp.1-71  
日本学校保健学会編 1973, 『学校保健百年史』第一法規  
能勢修一 1970, 「近代学校保健の成立」『鳥取大学教育学部研究報告(教育科学)』12卷2号, pp.101-111  
小野芳朗 1997, 『<清潔>の近代－「衛生唱歌」から「抗菌グッズ」へ』講談社  
大阪府立北野高等学校校史編纂委員会 1973, 『北野高校百年史』  
阪上孝編 1995, 『統治技法の近代』同文館  
阪上孝 1999, 『近代的統治の誕生－人口・世論・家族－』岩波書店  
誠之館百三十年史編纂委員会(広島県立福山誠之館高等学校) 1988, 『誠之館百三十年史』上巻  
Schatzman, Morton. 1973, 岸田秀訳『魂の殺害者』草思社, 1975  
杉浦守邦 1968～1970, 「三島通良(1)～(18)」『学校保健研究』10卷2号～12卷12号  
高橋義雄 1884, 『日本人種改良論』(明治文化資料叢書刊行会 1961, 『明治文化資料叢書』7巻, 風間書房)  
瀧澤利行 1985, 1987, 1989, 「学校保健指導の体系化に関する研究(1)～(3)」『東京大学教育学部紀要』  
25, 27, 29巻, pp.319-328, pp.447-456, pp.351-361  
瀧澤利行 1993, 『近代日本健康思想の成立』大空社  
立川昭二 1971, 『病気の社会史』日本放送出版協会  
辻新次 1883, 「東京遊技會發会式の祝辭」『大日本教育会雑誌』2号, pp.54-57  
テヒヨウ 1885, 「少年子弟ノ遊戲ヲ論シ併セテ其健康及ヒ品行上ノ関係ニ及フ」『大日本教育会雑誌』17号,  
pp.9-14  
Vigarello, Georges. 1978, *Le corps redresse: Histoire d'un pouvoir pedagogique*, Paris  
Vigarello, Georges. 1985, 見市雅俊監訳『清潔になる<私>－身体管理の文化史』同文館, 1994  
山口県明治二十八年番外第二十号「學校衛生ニ関スル注意要項」(明治28年6月11日)山口県文書館蔵  
山根正次 1896, 「戦後の衛生」『大日本私立衛生會雑誌』156号, pp.464-468  
※勅令, 文部省訓令などについては, その名称と発行年のみを文中に記した.